

○所得制限限度額（平成30年8月以降）

（単位：円）

扶養親等の数	本人				孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

（注1） 受給資格者収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した額から、政令等で定められた額を控除した後の金額と上表の所得額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定する。

（注2） 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族がある場合には、制限限度額（所得ベース）は、上記の額に次の額を加算した額とする。

（1） 本人の場合

- ① 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき 10万円
- ② 特定扶養親族または16歳以上19歳未満控除対象扶養親族1人につき 15万円

（2） 孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の場合

- ① 老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき） 6万円

【例】 扶養義務者

扶養親族数1人（うち老人扶養親族1人）の場合 制限限度額 274万円
 扶養親族数2人（うち老人扶養親族1人）の場合 制限限度額 312万円

（注3） 政令は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。